

令和7年度第8回 常議員会資料

日時 令和8年1月14日(水) 午後1時30分
場所 黒石商工会議所 会頭室

黒石商工会議所

令和7年度スローガン

『 個々の力で“わ”を持ちより
あ 未 来 を 築 く 』

次 第

1. 開 会

2. 会 頭 挨拶

3. 議 案 審 議

議案第1号 黒石商工会議所記帳代行等手数料規定の改正（案）について

4. 報 告 事 項

①黒石商工会議所顧問の辞退について

②各部会・委員会、青年部・女性会活動について

5. そ の 他

議案第 1 号 黒石商工会議所記帳代行等手数料規定の改正（案）について

改正前

1. 青色申告記帳代行、決算代行（確定申告書作成を含む）手数料を次のとおり定めます。

(1) 記帳代行手数料（総勘定元帳、経費帳、試算表、経営分析表の作成）

代行手数料は、代行依頼者の（年間）売上高又は（年間）所得金額でそれぞれ該当する区分に応じて求め、売上、所得によって（月額）代行手数料の金額が異なる場合は高い方とする。

（年間）売上高又は（年間）所得金額区分	代行手数料（月額）
売上 4,999万円以下 又は 所得 199万円以下	4,000円
売上 5,000万円～9,999万円まで 又は 所得 200万円～299万円まで	4,500円
売上 10,000万円以上 又は 所得 300万円以上	5,000円

※ 売上とは、前年度の不動産所得及び事業所得の総収入金額をいう。

所得とは、所得税法10種類（法23～35）の前年度の総所得金額をいう。

但し、新規青色申告者は初年度に限り、当該年度を基準とする。

(2) 決算代行手数料（決算書類、確定申告書の作成）

(1)の各区分の代行手数料の10ヶ月分

但し、いずれも決算代行のみの場合は更に10,000円加算した金額とする。

改正後

1. 記帳代行、決算代行（確定申告書作成を含む）手数料を次のとおり定める。

(1) 記帳代行手数料（総勘定元帳、経費帳、試算表、経営分析表の作成）

仕訳数（年間）	記帳代行手数料（年額）
200件未満	11,000円（税込）
200件以上300件未満	16,500円（税込）
300件以上400件未満	22,000円（税込）
400件以上500件未満	27,500円（税込）
500件以上	33,000円（税込）

(2) 決算料（決算書類、確定申告書の作成）

売上高（年間）	決算代行手数料（年額）
500万円未満	33,000円（税込）
500万円以上1,000万円未満	55,000円（税込）
1,000万円以上3,000万円未満	66,000円（税込）
3,000万円以上5,000万円未満	77,000円（税込）
5,000万円以上1億円未満	88,000円（税込）
1億円以上	110,000円（税込）

(3) その他の代行手数料 ※(1)又は(2)を利用していない場合に適用

内容	代行手数料（都度）
年末調整	基本料金 5,500円（税込）
	基本料金＋従業員1名につき代行手数料 1,100円（税込）
消費税確定申告書作成	本則課税・簡易課税等 計算方法問わず 22,000円（税込）
その他	上記に属さない役務の提供 11,000円（税込）～

附 則

本規定は、令和8年1月15日から施行するものとする。